



私たちの働く、**高エネルギー加速器研究機構**（高エネ機構）は、茨城県つくば市と東海村にキャンパスを持つ、共同利用機関法人です。高エネ機構は、2008年のノーベル物理学賞に輝いた、小林誠先生が所属する研究所で、小林・益川理論を実験的に検証することにより、小林先生と益川先生のノーベル賞受賞に大きく貢献しました。また、今年のノーベル物理学賞を受賞された梶田先生のニュートリノ実験や、2009年のノーベル化学賞（アダ・ヨナット博士）、2013年のノーベル物理学賞（ヒッグス博士、アングレール博士）にも貢献している、世界的な研究所です。

2011年の東日本大震災では、大型実験装置の一部が破損したりと、大きな被害を受けました。この時、私たちは、自宅が被害を受けた職員もいる中で、力を合わせて復旧に当たり、実験計画におおきな支障を出さずに、この危機を乗り越えました。

しかし、翌年の2012年、信じられないことが起こりました。

**災害復旧に献身的に働いた職員に対して
機構が行った信じられない対応とは…**

裏面に続く

今後2年間、すべての職員の給料を
平均7.8%(最高9.7%)下げます!
ついでに、退職金も100万円以上下げます。

一機構経営者一

大震災の翌年に、機構の全職員に対して機構の責任者（機構長・理事）が行ったことは、なんと給与の減額でした。これは、2年間国家公務員の給与を引き下げる特例法を、国家公務員でない法人職員（国家公務員の身分保障がなく、雇用保険も支払っている、一般労働法のもとにある職員）に盲目的に適用したものでした。

国家公務員に対する給与減額も問題ですが、国家公務員の身分を持たない機構職員に対して、職員の実情を見ずに一律に国家公務員と同じ給与減額を職押し付けてきた機構の対応は違法です。このような減額を行わなくとも、機構の経営には何の支障もありませんでした。実際には、この年の機構の総収入は、復興予算を受け入れたために、前年より増えているのです。

上にいい顔ができれば 職員にはウソをついても構わないWW…

しかも、2012年3月には、機構は職員組合と労働協約を交わして、「運営費交付金（国から機構に支払われる予算）が減額されるまでは、給与削減を行わない」と約束していたのです。しかし、同年6月に労働協約を一方的に無視して（破棄はしていません）、給与減額を強行しました。

私たちは、この未払い給与を取り戻すべく、水戸地方裁判所に提訴しましたが、不当な判決で敗訴しました。現在、東京高等裁判所に控訴しています。

高エネルギー加速器研究機構・職員組合内
職員と家族の生活を守る闘争委員会 代表：船越・栗原